

岸壁の航路啓開作業進捗状況

平成23年8月8日(月) 10時現在

港名	岸壁		航路		船舶入港可否 (海上保安部確認)	備考
	利用可能な岸壁の候補	使用可否	現地調査	航路啓開作業		
八戸港	八太郎地区A岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区B岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区C岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	八太郎地区D岸壁(-13m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、水深12.5mで暫定使用可
	八太郎地区E岸壁(-13m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、水深12.5mで暫定使用可
	八太郎地区F岸壁(-10m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深9.5mで暫定使用可
	八太郎地区G岸壁(-10m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深9.5mで暫定使用可
	八太郎地区H岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	八太郎地区I岸壁(-7.5m)	×	○	○	×	使用禁止
	八太郎地区J岸壁(-13m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深12.5mで暫定使用可
	八太郎地区L岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	八太郎地区M岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	八太郎地区N岸壁(-7.5m) [耐震]	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、水深6.0mで暫定使用可
	八太郎地区O岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	八太郎地区P岸壁(-12m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、水深11.5mで暫定使用可
	八太郎地区フェリー岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区1号岸壁(-5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区2号岸壁(-5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区3号岸壁(-4.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区4号岸壁(-4.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区5号岸壁(-4.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区6号岸壁(-4.5m)	○	○	○	○	
	八太郎地区7号岸壁(-4.5m)	○	○	○	○	
	河原木地区A岸壁(-14m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深12.5mで暫定使用可
	河原木地区B岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	河原木地区C岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	河原木地区D岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可
	河原木地区E岸壁(-5m)	○	○	○	○	
	河原木地区F岸壁(-5.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深4.4mで暫定使用可
	河原木地区G岸壁(-5.5m)	○	○	○	○	
	河原木地区2号栈橋(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深6.0mで暫定使用可
	河原木地区3号栈橋(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深6.4mで暫定使用可
	河原木地区4号栈橋(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深6.6mで暫定使用可
	河原木地区5号栈橋(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深6.0mで暫定使用可
	河原木地区6号栈橋(-6.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深6.1mで暫定使用可
	河原木地区石油栈橋(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深6.7mで暫定使用可
河原木地区第一工業港	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深5.0mで暫定使用可	
白銀地区A岸壁(-9m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深8.0mで暫定使用可	
白銀地区B岸壁(-10m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深9.0mで暫定使用可	
白銀地区C岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深7.0mで暫定使用可	
白銀地区2号岸壁(-6.5m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深4.8mで暫定使用可	
白銀地区3号岸壁(-5m)	○	○	○	○		
白銀地区4号岸壁(-5m)	○	○	○	○		
久慈港	諏訪下地区岸壁(-10m)	○	○	○	○	岸壁は全長185mのうち140m使用可 管理者と保安部の調整により、水深9.0mで暫定使用可
	諏訪下地区岸壁(-7.5m)1号岸壁	○	○	○	○	
	諏訪下地区岸壁(-7.5m)2号岸壁	○	○	○	○	
	諏訪下地区岸壁(-7.5m)3号岸壁	○	○	○	○	
	諏訪下地区諏訪下第二埠頭岸壁(-5.5m)×3バース	○	○	○	○	
半崎地区岸壁(-5m)、物揚場(-4m)	○	○	○	○		

岸壁の航路啓開作業進捗状況

平成23年8月8日(月) 10時現在

港名	岸壁		航路		船舶入港可否 (海上保安部確認)	備考
	利用可能な岸壁の候補	使用可否	現地調査	航路啓開作業		
宮古港	藤原地区藤原第1ふ頭岸壁(-12m)	○	○	○	○※	
	藤原地区藤原第1ふ頭岸壁(-7.5m)×2バース	○	○	○	○※	
	藤原地区藤原第2ふ頭岸壁(-10m)×2バース	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、水深8.5mで暫定使用可
	藤原地区藤原第2ふ頭岸壁(-10m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、水深9.0mで暫定使用可
	藤原地区藤原第2ふ頭岸壁(-7.5m)×2バース	○	○	○	○※	
	出崎地区出崎ふ頭岸壁(-9m)	○	○	○	○	
	出崎地区出崎ふ頭岸壁(-7.3m)×2バース	○	○	○	○	
	鍛ヶ崎地区岸壁(-5m)×7バース	○	○	○	○	
釜石港	日立浜地区岸壁(-4.5m)×4バース	○	○	○	○	
	須賀地区岸壁(-11m)	○	○	○	○※	
	須賀地区岸壁(-7.5m) [耐震]	○	○	○	○	
	須賀地区岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
大船渡港	須賀地区岸壁(-4.5m)×2バース	○	○	○	○	
	永浜地区岸壁(-13m)	○	○	○	○	緊急時のみ利用可
	野々田地区岸壁(-13m)	○	○	○	○	
	野々田地区岸壁(-7.5m)×2バース	○	○	○	○	
	茶屋前地区岸壁(-9.0m)×2バース	○	○	○	○	
石巻港	茶屋前地区岸壁(-6.0m)×2バース	○	○	○	○	
	釜地区日和埠頭1～5号岸壁(-4.5m)×5バース	○	○	○	○	
	釜地区日和埠頭6号岸壁(-9m)	○	○	○	○	
	釜地区日和埠頭7号岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	釜地区中島埠頭1号岸壁(-5.5m)	○	○	○	○	
	釜地区中島埠頭2号岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	釜地区中島埠頭3号岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	釜地区大手埠頭1号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	釜地区大手埠頭2号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	釜地区大手埠頭3号岸壁(-5.5m)	○	○	○	○	
	釜地区大手埠頭4号岸壁(-5.5m)	○	○	○	○	
	釜地区大手埠頭5号岸壁(-5.5m)	○	○	○	○	
	釜地区潮見埠頭岸壁(-4.5m)×5バース	○	○	○	○	
	雲雀野地区雲雀野中央ふ頭1号岸壁(-13m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深10.2mで暫定使用可
雲雀野地区雲雀野中央ふ頭2号岸壁(-13m)	○	○	○	○	管理者と保安部の調整により、水深10.2mで暫定使用可	
雲雀野地区雲雀野北ふ頭岸壁(-10m)	○	○	○	○		
仙台塩釜港 (仙台港区)	中野地区高松埠頭岸壁(-12m) [耐震]	○	○	○	○	
	中野地区雷神埠頭1号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	中野地区雷神埠頭2号岸壁(-9m) [一部耐震]	○	○	○	○	
	中野地区フェリー埠頭1号(-8.5m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	中野地区フェリー埠頭2号(-8m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	中野地区中野埠頭1号岸壁(-12m)	○	○	○	○	
	中野地区中野埠頭2号岸壁(-10m)	○	○	○	○	運用水深9.8mで暫定利用可
	中野地区中野埠頭3号岸壁(-10m)	○	○	○	○	運用水深9.9mで暫定利用可
	中野地区中野埠頭4号岸壁(-10m)	○	○	○	○	運用水深9.1mで暫定利用可
	中野地区中野埠頭5号岸壁(-10m)	○	○	○	○	運用水深9.1mで暫定利用可
	中野地区中野埠頭6号岸壁(-10m)	○	○	○	○	運用水深8.8mで暫定利用可
向洋地区高砂ふ頭1号岸壁(-12m)	○	○	○	○		
向洋地区向洋埠頭岸壁(-12.0m)	○	○	○	○		
仙台塩釜港 (塩釜港区)	貞山埠頭1号岸壁(-8.5m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	貞山埠頭2号岸壁(-9m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	貞山埠頭3号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	貞山埠頭4号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	東埠頭岸壁(-7.5m)×3バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可

岸壁の航路啓開作業進捗状況

平成23年8月8日(月) 10時現在

港名	岸壁		航路		船舶入港可否 (海上保安部確認)	備考
	利用可能な岸壁の候補	使用可否	現地調査	航路啓開作業		
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中埠頭東側棧橋(-7.5m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	中埠頭東側岸壁(-4.5m)×2バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	中心頭西側棧橋(-4.5m)×2バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	西ふ頭棧橋(-5.5m)×2バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	西ふ頭棧橋(-4.5m)×2バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	西埠頭東側棧橋(-4.5m)	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	東宮埠頭岸壁(-5.5m)×2バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
	油槽所前ドルフィン(-5.5m~-7.5m)×7バース	○	○	○	○	管理者に確認の上、利用可
相馬港	1号埠頭地区1号岸壁(-5.5m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、管理者より岸壁使用が認められている船舶のみ使用可
	1号埠頭地区3号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、管理者より岸壁使用が認められている船舶のみ使用可
	2号埠頭地区4号岸壁(-12m)	○	○	○	○※	管理者と保安部の調整により、管理者より岸壁使用が認められている船舶のみ使用可
小名浜港	3号埠頭地区4号岸壁(-10.0m)	○	○	○	○	岸壁は全長175mのうち160m使用可 セメント利用に限る
	4号埠頭地区1号岸壁(-4.5m)	○	○	○	○	
	4号埠頭地区2号岸壁(-10.0m)	○	○	○	○	岸壁は全長200mのうち150m使用可 セメント利用に限る
	4号埠頭地区3号岸壁(-10.0m)	○	○	○	○	
	4号埠頭地区4号岸壁(-6m)	○	○	○	○	
	4号埠頭地区5号岸壁(-6m)	○	○	○	○	
	4号埠頭地区6号岸壁(-6m)	○	○	○	○	
	5号埠頭地区1号岸壁(-12m) [耐震]	○	○	○	○	岸壁は全延長(240m)使用可
	6号埠頭地区1号岸壁(-14m)	○	○	○	○	
	6号埠頭地区3号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	岸壁は石材利用に限る
	7号埠頭地区1号岸壁(-13m)	○	○	○	○	
	7号埠頭地区3号岸壁(-10m)	○	○	○	○	岸壁は石炭灰利用に限る
	7号埠頭地区4号岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	7号埠頭地区5号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	藤原埠頭地区1号岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	藤原埠頭地区2号岸壁(-12m)	○	○	○	○	
	藤原埠頭地区4号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区1号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区3号岸壁(-10m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区5号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区6号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区7号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区8号岸壁(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣埠頭地区高圧ガス棧橋(-6.5m)	○	○	○	○	
	大剣地区1号危険物棧橋A(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣地区1号危険物棧橋B(-7.5m)	○	○	○	○	
	大剣地区2号危険物棧橋A(-6.5m)	○	○	○	○	
大剣地区2号危険物棧橋B(-6.5m)	○	○	○	○		
大剣地区3号危険物棧橋(-6.5m)	○	○	○	○		
シーバース(-15m)	○	○	○	○		

[耐震]:耐震強化岸壁

×:未着手
△:作業(調査)中
○:作業(調査)完了

※:緊急支援物資等のみ使用可能

●詳細平面図は東北地方整備局HPの「くしの歯」接続点詳細図参照